

# 熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金募集要領

## 1 はじめに

熊本市では、地域の有害鳥獣捕獲の担い手を確保するとともに有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害防止を図るため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号、以下「法律」という。）第39条第2項に規定する狩猟免許及び銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項に規定する銃砲所持許可の取得者に対して熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金交付要綱に基づき熊本市有害鳥獣捕獲対策狩猟免許等取得補助金を交付します。補助の対象者、要件及び応募の手続きについては、この要領をご覧の上、必要な書類を受付期間に提出してください。

## 2 申請受付期間

### (1) わな猟免許取得補助金

令和7年度に新規にわな猟免許を取得した日～令和8年(2026年)3月13日(金)  
×切

### (2) 第一種銃猟免許及び銃砲所持許可（以下「銃猟免許」という。）取得補助金

令和7年度に新規に銃猟免許を取得した日～令和8年(2026年)3月13日(金)  
×切

※銃砲所持許可が審査期間経過等により(2)の申請受付期間終了後に交付される場合、補助金の交付申請及び交付決定は、(2)に係るものについて、翌年度に併せて行います。

## 3 交付対象者

次の補助金の交付対象者は、以下の要件をすべて満たす者としてします。

### (1) わな猟免許取得補助金

ア 新規にわな猟免許を取得した者。（ただし、更新は除く。）

イ 狩猟災害共済又は損害保険（保険金額3千万円以上）などに加入しており、有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有する者。

ウ 熊本市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない者であって、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当すること。

（ア） 熊本市有害鳥獣駆除隊、熊本市有害鳥獣地域駆除隊又は法律第18条の2により都道府県知事の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者のいずれかの構成員であること。

（イ） 農林業被害の防止のため、農林業者又は農業を営む農業法人の従業員（非正規雇用は除く）が、自らの事業地内（借地を含む）において有害鳥獣捕獲を行うこと。

(ウ) 農林業被害の防止のため、農林業者又は農業を営む農業法人から委任を受けた者が、委任を受けた土地において有害鳥獣捕獲を行うこと。

(エ) 市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員であること。ただし、市民と協働して鳥獣被害対策事業に取り組む町内自治会等の構成員は、自治会等の代表者から推薦を受けた者に限る。

エ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者。

(2) 銃猟免許取得補助金

ア 新規に銃猟免許を取得した者。（ただし、更新は除く。）

イ 熊本市内に住所を有し、かつ市税を滞納していない者であって、熊本市有害鳥獣駆除隊、熊本市有害鳥獣地域駆除隊のいずれかの構成員である者。

ウ 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者。

#### 4 補助対象経費及び補助金の額

(1) わな猟免許

| 補助対象経費（補助率 1/2） |             | 補助金交付限度額 |
|-----------------|-------------|----------|
|                 | 初心者狩猟講習会受講料 | 5,500円   |
|                 | 狩猟免許試験申請手数料 | 2,600円   |
|                 | 医師の診断書料     | 2,500円   |
|                 | 狩猟者登録手数料    | 900円     |
|                 | わな損害賠償保険料   | 2,000円   |

(2) 銃猟免許

| 補助対象経費（補助率 定額）      |             | 補助金交付限度額 |
|---------------------|-------------|----------|
| 関連<br>免許取得          | 初心者狩猟講習会受講料 | 11,000円  |
|                     | 狩猟免許試験申請手数料 | 5,200円   |
|                     | 医師の診断書料     | 5,000円   |
| 手続き<br>関連<br>銃砲所持許可 | 初心者銃猟講習会受講料 | 6,900円   |
|                     | 射撃教習資格認定申請料 | 8,900円   |
|                     | 射撃教習受講料     | 38,000円  |
|                     | 医師の診断書料     | 5,000円   |

#### 5 提出書類

- ① 熊本市有害鳥獣捕獲対策銃猟免許等取得補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）

- ② 狩猟免許の写し（銃猟免許取得補助金の交付を受けようとする者については、狩猟免許と銃砲所持許可の写し）
- ③ 狩猟事故に係る損害賠償能力を有していることを証明する書面の写し又はそれに準ずる資力信用を証明する書面の写し
- ④ 市税滞納有無調査承諾書（様式第4号）
- ⑤ 4補助対象経費及び補助金の額に定める経費に要した領収書の写し又は経費を支払ったことを確認できる証明書等の原本の提示又は写しの提出
- ⑥ 農地基本台帳記載事項証明書（熊本市農業委員会発行）その他申請者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類又は申請者が農業法人の従業員の場合は雇用証明書（様式第5号）

※3交付対象者の(1)ウの（イ）又は（ウ）に該当する者のみ提出して下さい。ただし（ウ）に該当する場合は、委任を受けた土地の所有者が熊本市で農業を営んでいることが分かる書類を提出して下さい。

## 6 補助金の交付申請について

補助金の交付を受けようとする方は、5提出書類①～⑥を郵送または持参により提出して下さい。

【郵送の場合】次の宛先へ郵送して下さい。

〒860-8601

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号 熊本市役所農業支援課鳥獣対策室 行

【持参の場合】

熊本市役所 12 階 農業支援課鳥獣対策室に直接持参して下さい。

## 7 補助決定の通知について

2申請受付期間満了後、当室で申請書一式を審査し、補助金の交付が適当と認めた10名（新規のわな猟免許取得者が対象）と5名（新規の銃猟免許取得者が対象）を補助の対象者として決定します。ただし、それぞれ定員を超えた場合は、受付期間内に受付した方の中から抽選を行い決定します。

また補助の対象者には、補助金交付決定及び交付確定通知書を郵送致します。

なお、提出いただいた書類は返却しませんので、ご了承下さい。

## 8 補助金の交付について

補助金交付決定及び交付確定通知書に同封の補助金交付請求書に必要事項を記入し当室宛てにご提出下さい。その後、補助金をご指定の銀行等の口座にお振り込み致します。